

白岡市地元企業広報紹介実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民の日常生活の利便に資する様々な事業を行っている市内の企業等を市民に紹介するため、市の広報紙に地元企業等の事業内容（製品・サービス・技術等）や特色ある取組を掲載することにより、地元企業の認知度向上を目指すと共に、市民が地元企業に対する親近感を醸成することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「地元企業」とは、白岡市内に事業所を有する事業者をいう。

(広報掲載の基準)

第3条 広報に掲載する地元企業の基準については、次に掲げる要件とする。

- (1) 市内に事業所を有する法人であること。
- (2) 地元に関与した事業者として様々な分野において地域貢献活動を行っていること、又はユニークな取組や制度、魅力的な従業員がいること。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある事業所ではないこと。
- (4) 事業所の求人や広告宣伝にならないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける業種及びこれに類似する業種ではないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者ではないこと。
- (7) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する者ではないこと。
- (8) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、市長が掲載することが適当であると認める者であること。

2 広報への掲載については、1事業者1回限りとする。

(広報掲載の募集)

第4条 市長は、広報掲載希望事業者を市公式ホームページ及び市広報紙により募集するものとする。

(広報掲載の申出)

第5条 広報掲載希望事業者は、市長に対し、広報掲載への申出をするものとする。

る。

(広報掲載の決定)

第6条 市長は、前条の申出を受けたときは、その内容を審査のうえ、広報掲載の可否を決定し、可の場合は市広報紙へ掲載するものとする。

(損害賠償等)

第7条 広報掲載により発生した事業者の損害については、市は賠償の責任は一切負わないものとする。

2 広報掲載事業者が広報掲載により、第三者に損害を与えた場合、市は賠償の責任を一切負わないものとする。

(その他の事項)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。